

# 令和7年度第5回国分寺市介護保険運営協議会 次第

日時：令和8年3月3日（火）午後6時30分～

会場：会議室401

## 1 開会

- ① 事務連絡
- ② 特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）（資料1）

## 2 議題

- ① 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について（資料2）
- ② 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について（資料3）
- ③ 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について（資料4）

## 3 報告

- ① 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について（資料5）
- ② その他

## 4 閉会

諮問第3号

令和8年2月20日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 丸山 哲平



特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正につ  
いて（諮問）

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について、  
国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問  
いたします。

記

原則申請に基づく介護保険料の減免について、市長が特に必要があると  
認める場合に限り、本人の個別申請によらず介護保険料の減免を適用させ  
ること。

以上

## 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

### 1 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等について

#### (1)改正の趣旨

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直し(以下「令和7年度見直し」という。)が行われた。

介護保険の第1号被保険者の保険料においては、市民税課税の有無や合計所得金額等を所得段階の所得基準として用いているところ、令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の保険料収入に影響を及ぼす可能性がある。

保険者の責めに帰さない保険料収入不足を防ぐ観点から、令和7年度見直しによる介護保険料への影響を遮断するため、介護保険法施行令の規定について所要の改正が行われたため、介護保険条例を改正するものである。

なお、この改正は令和8年度の保険料の算定に限り適用するものである。

#### (2)改正の内容

介護保険料の所得段階を判定する際に、令和7年度見直しの影響により保険料の所得段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市民税世帯非課税者及び市民税非課税者の基準の特例を設ける。

### 2 前年度非課税者に係る特例減免について

#### (1)改正の趣旨

令和7年度(令和6年分)の住民税非課税者(第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員)について、令和7年度見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度(令和7年分)も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整(就労収入の増加)を行う場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和7年度の保険料段階まで減免できることとする。

当該減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。

なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。

上記内容の令和8年1月9日付け厚生労働省通知を受け、本市では個別申請によら

ずに当該減免を実施したいと考える。

## (2)改正の内容

原則、申請により減免できるという規定に、特別の理由があるときは申請によらずに減免できる旨の規定を追加する。

この度の特例減免に限らず、有事の際等、本人による個別申請ができないケースにも踏まえた改正とする。

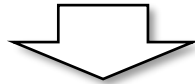
### 〈条例改正案〉

介護保険条例第 34 条第1項を以下のように改正する。

#### 【現行】

##### (保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。



#### 【改正後】

##### (保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該納付義務者の申請によらずにその保険料を減免することができる。

老発 1219 第 3 号  
令和 7 年 12 月 19 日

各 都道府県知事 殿  
市町村長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

### 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号）が本年 12 月 17 日に別添のとおり公布され、来年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

令和 7 年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われた。

介護保険の第 1 号被保険者の保険料（以下「第 1 号保険料」という。）においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和 7 年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険の第 1 号保険料への令和 7 年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）の規定について、所要の改正を行う。

また、前述のとおり、今般の改正は、第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものである。よって、令和 8 年度の保険料の算定のみに関し適用するものとする。

なお、令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間となり、令和7年度見直し後の所得を所与の基準とした上で改めて基準を設定する。

## 第2 改正の内容

介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度見直しの影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

### <補足>

近日中に、本政令改正に伴って各市町村における介護保険条例の改定に当たっての参考に供するため条例参考例の発出を予定しており、施行準備に当たっては、当該条例参考例を参照するようよろしくお願いします。

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 9 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中  
市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号。以下「改正政令」という。）の改正の趣旨等は、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和 7 年 12 月 19 日付け老健局長通知）によりお示ししたところであるが、その施行準備に当たっての留意点等を下記のとおり整理したので、各都道府県、各市町村におかれては内容を御了知の上、管内保険者への周知を図るとともに、適切な対応を期されたい。

記

1. 介護保険条例参考例について

改正政令を踏まえた各保険者における介護保険条例の改正に当たっての参考に供するため、別添のとおり介護保険条例参考例を改正したので、必要に応じて参照されたい。

なお、本参考例は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 39 条第 1 項第 13 号を更に区分する保険者において必要となるものである。

2. 前年度非課税者に係る特例減免について

令和 7 年度（令和 6 年分）の住民税非課税の者（第 1 号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和 7 年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和 8 年度（令和 7 年分）も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（就

労収入の増加) を行う場合については、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、同条に基づき、当該者の保険料を令和7年度の保険料段階まで減免できることとする。

当該減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。

また、当該減免を受けた者については、減免後の保険料段階に基づき、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定を行う。

なお、これらの減免は令和8年度限りの措置とする。

令和7年度  
国分寺市介護保険運営協議会  
活動報告書（案）

令和8年3月  
国分寺市介護保険運営協議会

# 目 次

1	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会の活動総括 .....	2
2	主な協議事項・報告事項 .....	3
2-1	今期計画の進捗管理等について .....	3
2-2	各種基礎調査について .....	3
2-3	地域密着型サービスの指定等の確認について .....	4
3	諮問 .....	5
	国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問） .....	5
	国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問） .....	7
4	答申 .....	8
	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について .....	8
5	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動概要 .....	9
<b>資料編</b>	.....	13
1	国分寺市介護保険運営協議会委員名簿 .....	13
2	国分寺市介護保険条例抜粋（第7章 介護保険運営協議会） .....	14
3	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会資料一覧 .....	16

# 1 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会の活動総括

本年度は、第9期介護保険事業計画（以下、「事業計画」という。）の2年目にあたることから、介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）では、来年度策定する第10期介護保険事業計画策定に向けた各種基礎調査についての議論を中心に、円滑な制度運営に対しての協議を行いました。

その他、各種報告内容の一部は以下のとおりです。

## ■令和6年度介護保険事業決算報告について

令和6年度の介護保険特別会計における歳入・歳出の内訳、前年度及び事業計画との比較、要介護認定の状況等について報告を受けました。

## ■令和6年度介護保険に関する苦情概要について

令和6年度中に寄せられた介護保険に関する苦情概要について、報告を受けました。

## ■令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について

介護支援ボランティア制度の概要や、登録者数、活動回数等について報告を受けました。

## ■令和6年度介護サービス相談員活動報告について

介護サービス相談員派遣等事業の説明や令和5年度の活動状況等の報告を受けました。

## ■令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告について

令和6年度における地域包括支援センターの事業等について報告を受けました。

## ■国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画進捗状況評価について

国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画進捗状況評価について報告を受けました。

## 2 主な協議事項・報告事項

### 2-1 今期計画の進捗管理等について

第2回の協議会では、第9期介護保険事業計画上の見込量と実績値を比較する、サービス見込量進捗管理票が示されました。第4回の協議会では、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の報告として、第9期の進捗状況評価報告書が示されました。

### 2-2 各種基礎調査について

協議会では、市から各種基礎調査の説明があり、調査項目等について協議しました。協議の内容を受け、市で検討や修正を行った後、2月中旬に調査が実施されました。

#### ①各種基礎調査の概要

調査の種類及び対象者は前回調査と変更がないこと、前回調査同様、インターネットでも調査への回答を行うことができることについて市から説明がありました。

国が実施を検討いただきたい調査として示している在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を新たに組み込むことの説明がありました。

調査番号	調査名	調査対象	配布数
1	介護予防・日常生活圏域二エース調査	要介護の認定を受けた方及び施設入所の方を除く市内に住所を有する65歳以上の方	3,600件
2	在宅介護実態調査	施設入所の方を除く市内に住所を有する要支援・要介護の認定を受けた方及びその介護者の方	1,500件
3	施設等利用者及び家族状況調査	要介護認定を受けている65歳以上の施設入所者	300件
4	介護保険事業者調査	市内及び周辺地域に所在し市民にサービスを提供している事業者	413件
5	介護支援専門員調査	市内及び周辺地域の介護支援専門員	91件
6	介護職員等調査	市内及び周辺地域に所在し市民にサービスを提供している事業者の介護職員等	754件
7	住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査	市内で開設している住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	8件

調査方法：郵送によるアンケート調査（回答は郵送又はインターネット）

調査期間：令和8年2月17日～令和8年3月9日（調査番号1、3～7）

令和8年3月9日～令和8年4月9日（調査番号2）

#### ②各種基礎調査の調査項目について

第3回の協議会で、各種基礎調査の調査項目について意見を述べました。

### ③国が示している調査票との関係について

市から、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」について、国から示されている調査票を基本とし、市独自の設問を追加する形で調査を実施すること、集計結果については、国のシステムにデータを入力し、全国のデータとの比較・分析を行うことの説明を受けました。

新たに実施することとした在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査は、国から示されている調査票を、「介護保険事業者調査」、「介護支援専門員調査」、「介護職員等調査」、「住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅調査」に組み込むことの説明を受けました。

#### 【協議会で出された主な意見】

第3回	<p>(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)</p> <p>○介護認定の状況について、選択肢「1 非該当」は、介護認定の申請をしたことがない高齢者にとっては分かりづらいため、「1 なし」と変更したほうがよいのではないか。</p> <p>○「現在の耳の聞こえはどうか」という設問の選択肢が、主観的であるため、客観的な事実が分かる回答内容にしたほうがよいのではないか。</p> <p>○「携帯電話やスマートフォンで操作可能なものを教えてください」の選択肢について精査をしたほうがよいのではないか。</p> <p>(在宅介護実態調査)</p> <p>○介護保険制度利用者の経済的な状況についての設問があったほうがよいのではないか。</p> <p>(介護保険事業者調査)</p> <p>○8ページ問17選択肢「4 災害発生時のサービス提供再開に向けたマニュアル等の作成」について、作成は義務化されているため選択し削除しているが、「マニュアルの従業員への周知」等質問を盛り込んでもよいのではないか。</p> <p>(介護保険事業者調査・介護支援専門員調査・介護職員等調査)</p> <p>○ハラスメント質問について、介護職員が答えやすいような工夫をし、他の事例も参考にしたほうがよいのではないか。</p>
-----	--

### 2-3 地域密着型サービスの指定等の確認について

地域密着型サービスの指定について事務局から説明を受け、意見を述べました。

### 3 諮問

#### 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

協議会では、令和6年5月21日付け諮問第1号、第2号にて諮問のあった事項につき、昨年度より協議を始めました。

諮問 第 1 号

令和6年5月21日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

#### 記

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関する事
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関する事
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関する事
- (4) 地域密着型サービスに関する事
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関する事
- (6) 介護認定の適正化に関する事
- (7) 苦情処理等に係る対応に関する事
- (8) 介護保険事業計画に関する事
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

以上

諮問第2号

令和6年5月21日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 井澤 邦夫



国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営に資するため、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

介護保険料の設定に関すること

以上

## 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について（諮問）

協議会では、令和8年●月●日付け諮問第●号にて諮問のあった事項につき、協議をしました。

諮 問 第 号

令和8年3月○日

国分寺市介護保険運営協議会会長 殿

国分寺市長 丸山 哲平

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

### 記

原則申請に基づく介護保険料の減免について、市長が特に必要があると認める場合に限り、本人の個別申請によらず介護保険料の減免を適用させること。

以上

## 4 答申

### 特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について

協議会では、諮問第●号で諮問のあった事項について、第5回の協議会で以下のとおり答申を行いました。

答申後に追記します。

## 5 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動概要

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第1回	令和7年 5月27日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の策定体制及びスケジュール(案)について</p> <p>②令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書について</p> <p>③令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書について</p> <p>④隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの新規指定及び指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～④について報告を受けました。 ①については意見を述べました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第2回	令和7年 8月26日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について</p> <p>②令和6年度介護保険事業決算報告について</p> <p>③介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和6年度）について</p> <p>④令和6年度介護保険に関する苦情概要について</p> <p>⑤国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について</p> <p>⑥令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について</p> <p>⑦令和6年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について</p> <p>⑧令和6年度介護サービス相談員活動報告について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～⑧について報告を受けました。①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧については意見を述べました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第3回	令和7年 11月18日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の新規指定について</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について</p> <p>【報告】</p> <p>①令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について</p> <p>②令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について</p> <p>③隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの新規指定について説明を受け、承認しました。</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について説明を受け、意見を述べました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～③について報告を受けました。</p>

	開催日	議題及び報告	協議内容等
第4回	令和8年 2月4日(火)	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>②国分寺市介護保険条例の改正について</p> <p>【報告】</p> <p>①国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について</p> <p>②国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価について</p> <p>③介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について</p>	<p>【議題】</p> <p>①地域密着型サービスの指定更新について説明を受け、承認しました。</p> <p>②国分寺市介護保険条例の改正について説明を受け、意見を述べました。</p> <p>【報告】</p> <p>①～③について報告を受けました。 ①、②については意見を述べました。</p>
第5回	令和8年 3月3日(火)	<p>【議題】</p> <p>①特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について</p> <p>②令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について</p> <p>③令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について</p> <p>【報告】</p> <p>①隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>第5回の協議が終了後、追記します。</p> </div>

## 資料編

### 1 国分寺市介護保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
公募により選出された 第1号被保険者	岡部 正行	—
	干場 薫	—
公募により選出された 第2号被保険者	青木 千佳子	—
	横田 剛一	—
公募により選出された 居宅サービス又は 施設サービスの従事者	北山 奈穂子	国分寺ひかり診療所 通所リハビリテーション
	鈴木 さおり	一般財団法人 国分寺市健康福祉サービス協会
国分寺市介護認定審査会の 代表	◎ 橋本 正明	国分寺市介護認定審査会会長
居宅サービス事業者の代表	八木 亜希子	さわやか訪問看護 リハビリステーション
施設サービス事業者の代表	清水 桂司	社会福祉法人にんじんの会 にんじん健康ひろば
民生委員の代表	前出 禎造 (～令和7年11月30日)	国分寺市民生委員・児童委員 協議会東部地区会長
	石川 眞澄 (令和7年12月1日～)	国分寺市民生委員・児童委員 協議会西部地区会長
国分寺市社会福祉協議会の 代表	小川 恵一郎	社会福祉法人国分寺市社会福祉 協議会事務局長
識見を有する者	加地 裕武	多摩の森綜合法律事務所
	奥山 尚	奥山内科クリニック
	○ 山口 光治	淑徳大学 学長
	富井 友子	十文字学園女子大学

※敬称略。◎は会長、○は副会長。

## 2 国分寺市介護保険条例抜粋（第7章 介護保険運営協議会）

（設置）

第38条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、国分寺市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第39条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関すること。
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 地域密着型サービスに関すること。
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- (6) 介護認定の適正化に関すること。
- (7) 苦情処理等に係る対応に関すること。
- (8) 介護保険事業計画に関すること。
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

（組織）

第40条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された第1号被保険者 2人以内
- (2) 公募により選出された第2号被保険者 2人以内
- (3) 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 2人以内
- (4) 国分寺市介護認定審査会の代表 1人
- (5) 居宅サービス事業者の代表 1人
- (6) 施設サービス事業者の代表 1人
- (7) 民生委員の代表 1人
- (8) 国分寺市社会福祉協議会の代表 1人
- (9) 識見を有する者 4人以内

（委員の任期）

第41条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第42条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第44条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第45条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第46条 この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会資料一覧

#### ●第1回開催 令和6年5月27日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定体制及びスケジュール（案）について
資料4	令和6年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書
資料5	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書
資料6	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

#### ●第2回開催 令和7年8月26日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について
資料4	令和6年度介護保険事業決算報告について
資料5	介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和6年度）について
資料6	令和6年度介護保険に関する苦情概要について
資料7	国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について
資料8	令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について
資料9	令和6年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について
資料10	令和6年度介護サービス相談員活動報告について

#### ●第3回開催 令和7年11月18日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について
資料3	令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について
資料4	令和6年度国分寺市地域包括支援センター事業報告・令和7年度国分寺市地域包括支援センター事業計画について

資料5	令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果について
資料6	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

●第4回開催 令和8年1月13日（火）

資料1	地域密着型サービス事業所の指定について
資料2	地域密着型サービス事業所の指定について
資料3	地域密着型サービス事業所の指定について
資料4	国分寺市介護保険条例の改正について
資料5	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料6	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料7	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料8	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会の報告について
資料9	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況評価（令和6年度）について
資料10	介護認定率・給付月額・受給率等から見る国分寺市の状況について

●第5回開催 令和8年3月3日（火）

資料1	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）
資料2	特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について
資料3	令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について
資料4	令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について
資料5	隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

令和8年度  
国分寺市介護保険運営協議会  
活動計画書（案）

令和8年3月

= 高齢福祉課 =

# 1 介護保険運営協議会の主な活動内容（令和8年度）

令和8年度は、以下の3点を介護保険運営協議会（以下、協議会）の主な活動内容とします。

## （1）第9期介護保険事業計画の進捗管理等について

今年度は、第9期介護保険事業計画（以下、事業計画）の3年目、最終年度にあたります。国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会の報告をもとに、主に介護保険事業に関する施策・事業の進捗管理及び課題抽出を行い、事業計画の策定及び円滑な制度運営に向けた協議を行っていきます。

## （2）第10期介護保険事業計画の策定に関することについて

今年度は、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定年度となります。また、認知症施策推進計画について、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画と一体のものとして策定することを決定しました。昨年度実施した各種基礎調査の結果から、被保険者、要介護（要支援）認定者、介護保険事業者及び介護従事者の状況・意識・意向等を把握し、主に介護保険事業に関わる傾向や課題を整理します。また、主として介護保険サービス量の見込み、介護保険料設定、介護保険事業の円滑な運営に向けた施策等について扱い、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的な策定に向けた協議を行います。

## （3）地域密着型サービスの指定等の確認について

協議会では、「地域密着型サービスに関すること」が諮問事項に含まれています。事業所の指定等の確認も協議事項として取り上げていきます。

### 【参考】 諮問内容

諮問第1号 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化に関すること
- (2) 介護保険サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること
- (3) 介護保険サービスの基盤整備に関すること
- (4) 地域密着型サービスに関すること
- (5) 保険料の減免及び利用料の軽減に関すること
- (6) 介護認定の適正化に関すること
- (7) 苦情処理等に係る対応に関すること
- (8) 介護保険事業計画に関すること
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

諮問第2号 国分寺市介護保険事業の円滑かつ適切な運営について  
介護保険料の設定に関すること



## 2 協議会での主な議題（令和8年度）

年 度	状 況	主な議題（予定）
令和8年度	第9期事業計画（3年目） 第10期事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現事業計画の主として介護保険事業に関する状況把握と課題の抽出</li> <li>○介護保険サービス量の見込みと介護保険料の設定</li> <li>○第10期介護保険事業の円滑な運営に向けた施策等の検討</li> <li>○地域密着型サービスの指定確認</li> </ul>

### 【参考（過去3年）】

年 度	状 況	主な議題
令和5年度	第8期事業計画（3年目） 第9期事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現状と課題の整理（事業の進捗評価、アンケート調査結果から見られる傾向や課題等の抽出）</li> <li>○第9期事業運営に向けた各種方策</li> <li>○サービス量見込みと介護保険料の確認及び答申に向けた協議</li> <li>○地域密着型サービスの指定確認</li> </ul>
令和6年度	第9期事業計画（1年目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画の実施状況確認</li> <li>○地域密着型サービスの指定・整備確認</li> </ul>
令和7年度	第9期事業計画（2年目） 各種基礎調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画の実施状況確認・課題検討</li> <li>○第10期介護保険事業計画策定に向けての準備作業（各種基礎調査の調査目的や設問等の確認・協議）</li> <li>○地域密着型サービスの指定確認</li> </ul>

## 3 協議会での主な報告事項（令和8年度）

種 別	内容（予定）
相談・苦情対応の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険に関する苦情概要</li> <li>○介護サービス相談員派遣事業の活動報告</li> </ul>
国分寺市独自の施策の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者緊急ショートステイサービスの利用状況</li> <li>○保険料減免、利用料軽減制度の現状</li> <li>○介護支援ボランティア制度の実施状況</li> <li>○介護人材の確保に向けた取組の実施状況</li> </ul>
介護保険事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護認定の状況</li> <li>○介護サービスの利用状況</li> <li>○介護給付費の状況</li> <li>○地域包括支援センターの事業報告</li> </ul>

## 4 協議会のスケジュール（令和8年度）

○協議会の開催は5月、8月、9月、11月、2月、3月の年間6回を予定しています。  
各回の主な活動内容は、以下のとおりです。

○高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的な策定に向け、国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定検討委員会（以下、策定検討委員会）における協議結果等については、協議会に随時報告を行います。また、協議会において各種基礎調査の結果及び介護保険事業の進捗状況から抽出した介護保険事業に関する課題並びに介護保険サービス量の見込みや介護保険料設定についての意見は、策定検討委員会に報告を行います。

### 【協議会のスケジュール（令和8年度）】

開催日		主な活動内容（予定）
（4月～5月）各種基礎調査の集計・関係団体ヒアリングの実施		
第1回	令和8年 5月26日（火）	○令和8年度協議会活動計画の確認 ○各種基礎調査から見える介護保険事業に関する課題について
第2回	令和8年 8月4日（火）	○令和7年度介護保険事業決算報告 ○令和7年度介護保険に関する苦情概要の報告 ○令和7年度介護支援ボランティア制度の実施状況について報告 ○令和7年度介護サービス相談員活動報告 ○介護未経験者研修費用補助金交付事業、介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について ○各種基礎調査及び関係団体懇談会の結果から見える介護保険事業に関する課題について
第3回	令和8年 9月29日（火）	○令和7年度地域包括支援センター事業報告 ○第10期事業計画の骨子について
第4回	令和8年 11月10日（火）	○第10期事業計画素案及びパブリック・コメント実施案について ○第10期介護保険事業サービス見込み量・介護保険料推計試算について
（12～1月）市民説明会、パブリック・コメントを実施（予定）		
第5回	令和9年 2月9日（火）	○第10期介護保険料案について ○第10期事業計画案について ○パブリック・コメントの意見集約について
第6回	令和9年 3月23日（火）	○第10期事業計画案策定に関する報告 ○令和8年度協議会活動報告書の確認 ○令和9年度協議会活動計画案の確認

※その他「地域密着型サービスの指定について」は随時協議・報告。

隣接市の地域密着型通所介護事業所の指定

1 地域密着型通所介護事業所について

平成28年4月1日より小規模（利用定員18人以下）通所介護サービスの地域密着型サービスへの移行に伴い、原則として事業所が所在する市区町村の被保険者だけが利用できることになり、市外市区町村に所在する地域密着型介護サービスを利用する際には、従前からの地域密着型サービスの指定手続と同様の手続が必要になりました。

ただし、隣接市（立川市・国立市・府中市・小金井市・小平市）については、介護保険法第78条の2第9項の規定により、利用に係る同意不要協定を締結しています。また、同法同条第10項の規定により、指定申請があった場合には、被申請市町村長の指定があったものとみなされます。

令和8年1月2日から令和8年3月1日までに指定を決定した事業所は以下のとおりです。

2 地域密着型通所介護事業所

事業所名	事業所番号	所在地	指定有効期間
リハビリフィットネス ゆずりは国立	1393400187	東京都国立市西2-11-27 コスモビル1階	令和8年2月1日 ～ 令和14年1月31日
シルバーエイジクラブ 白樺	1373802212	東京都府中市西府町3-12-50	令和8年3月1日 ～ 令和14年2月29日

答 申 3 号

令和8年3月3日

国分寺市長 丸山 哲平 様

国分寺市介護保険運営協議会

会長 橋本 正明

特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（答申）（案）

令和8年2月20日付け諮問第3号により諮問のあった事項について、令和7年度第5回国分寺市介護保険運営協議会において審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

令和8年1月9日付厚生労働省老健局介護保険計画課「介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介護保険条例参考例について」通知において、前年度非課税者に係る特例減免の考え方が示され、原則申請が必要な介護保険料の減免について、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能としている。また、今回の特例減免に限らず、有事の際等に本人による個別申請ができないケースも想定されることも含めて検討を行った。

1 介護保険条例改正に関する市の考え方と本協議会の意見

介護保険条例第 34 条第 1 項を以下のように改正する。

【現行】

(保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

【改正後】

(保険料の減免)

市長は、保険料の納付義務者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であって、その者から保険料を徴収することが適当でないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該納付義務者の申請によらずにその保険料を減免することができる。

以上の市の考え方は、介護保険料の減免については、原則申請を必要としていること、また、今回の特例減免や今後の有事の際等に申請によらずに対応すべき場面が想定されること等も踏まえ、市長が特に必要と認める場合に限り申請によらず減免を行うこととする介護保険条例の改正については、本協議会として妥当と判断いたします。

以上